

○高山村地域経済循環創造事業補助金交付要綱

令和8年4月1日

要綱第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造するため、民間事業者等に対して予算の範囲内において、高山村地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「国要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第1に掲げる民間事業者等のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 村内に事業所を有し、又は設置しようとする民間事業者等であること。
- (2) 村が実施する同種の補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 納税義務がある国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 高山村暴力団排除条例（平成24年高山村条例第19号）に規定する暴力団若しくは暴力団員でないこと又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 政治活動又は宗教活動を主たる目的とする者でないこと。
- (6) 高山村が実施する各種事業に協力できること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国要綱第5条第1項に規定により別表第2に掲げる経費とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費から金融機関等の融資額、補助対象者の自己資金等及びその他補助金、交付金に類するものの合計額を差し引いた額とし、1事業あたり別表第3に掲げる額を超えないものとする。この場合におい

て、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付期間)

第5条 この補助金を交付する期間は、補助金交付決定を受けようとする年度を含めて最大2年間とする。

(補助金の単年度交付額)

第6条 補助金の単年度の交付額（以下、「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出された額（算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。）を超えない範囲で、交付年度の予算の範囲内において定めるものとする。

単年度交付額＝（交付限度額×A）－B

A：補助金が交付される年度の年度末における補助金事業の進捗率

B：前年度末までに交付された補助金の総額

進捗率：補助金事業の総事業費に対する執行事業費の割合

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、高山村地域経済循環創造事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 国が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書（国庫補助事業の場合に限る。）
- (2) 別表第1の要件を確認できる任意の事業計画書（地方単独事業の場合に限る。）
- (3) 初期投資に係る事業内容が分かる書類
- (4) 工程表その他の完成までのスケジュールが分かる書類
- (5) 国税及び地方税の滞納がないことを証する書類
- (6) その他村長が必要と認める書類

2 補助対象者は、前項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定

により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第8条 村長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、高山村地域経済循環創造事業補助金交付・不交付決定通知書（別記様式第2号）により、補助対象者に通知するものとする。ただし、国庫補助事業の場合は、国要綱に基づく交付決定又は不交付決定を受けた後に通知する。

- 2 村長は、前項の審査及び決定の可否を判断するために、審査会を設置することができる。
- 3 前項に規定する審査会の設置について必要な事項は、村長が別に定める。
- 4 村長は、前条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（状況報告）

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、村長から要求があった場合は、高山村地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書（別記様式第3号）により事業の遂行状況を報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、第8条第1項の規定により交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間は、毎会計年度終了後の20日以内に高山村地域経済循環創造事業補助金事業化収益状況報告書（別記様式第4号）により事業化収益状況を報告しなければならない。

（申請の取下げ）

第10条 補助事業の補助金の交付申請を取下げようとするときは、第8条第1項の通知を受けた日から起算して20日以内に、高山村地域経済循環創造事業補助金交付申請取下書（別記様式第5号）を村長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助事業の変更等）

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、高山村地域経済循環創造事業補助金事業変更申請書（別記様式第6号）により、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の10パーセント以内の流用を除く。

(2) 融資額を減額しようとするとき。

(3) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助事業の目的に変更が生じるものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助事業の目的の達成に資すると認められるもの

イ 補助事業の目的及び能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるもの

(4) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(5) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(6) 補助事業の事業期間が2年の場合に、単年度補助額を減額するとき。

2 村長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、これを適当であると認めるときは、高山村地域経済循環創造事業補助金事業変更承認（却下）決定通知書（別記様式第7号）により、補助事業者に通知する。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して20日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月末日のいずれか早

い日までに、高山村地域経済循環創造事業補助金実績報告書（別記様式第8号。以下「実績報告書」という。）を村長に提出しなければならない。

- 2 第7条第2項ただし書により補助金の交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助事業の補助対象経費から減額して提出しなければならない。
- 3 第7条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助事業に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を高山村地域経済循環創造事業補助金消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第9号）により速やかに村長に報告しなければならない。
- 4 村長は、前項の報告があった場合には、高山村地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書（別記様式第10号。以下「返還命令通知書」という。）により当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の額の確定）

第13条 村長は、前条の規定による実績報告書等の審査を行い、補助事業が交付決定内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、高山村地域経済循環創造事業補助金交付額確定通知書（別記様式第11号）により通知するものとする。

（補助金の交付等）

第14条 村長は、前条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。ただし、村長が特に必要があると認めるときには、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、高山村地域経済循環創造事業補助金精算（概算）払請求書（別記様式第12号）を村長に提出しなければならない。
- 3 村長は、第1項ただし書による概算払を行った場合において、当該概算払額

が前条の規定により確定した補助金の額を超えるときには、返還命令通知書により当該補助金の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、第7条の規定による交付決定を取り消すものとする。

- (1) 補助事業者が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の事業に使用したとき。
- (3) 第11条第1項第5号の規定により補助事業の中止が承認されたとき。
- (4) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をしたとき。
- (5) 第9条第1項の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 村長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、補助事業者に対して補助金が交付されているときは、返還命令通知書により補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 村長は、前項の場合において、必要に応じて立入り調査等を行うことができる。

(帳簿等の保存)

第16条 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておくとともに当該補助事業の完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の管理等)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（別記様式第13

号)を備え管理しなければならない。

- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第12条第1項に定める実績報告書に取得財産等管理台帳を添付しなければならない。

(財産の処分の制限等)

第18条 補助事業者は、取得財産等のうち補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に規定する財産について、当該年度から総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政府・自治省令第6号)第8条に規定する期間を経過するまでに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊しをしようとするときは、あらかじめ高山村地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書(別記様式第14号)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円未満のものを処分しようとするときは、この限りでない。

- 2 村長は、補助事業者に取得財産等を処分することによる収入があり、又はあると見込まれるときは、返還命令通知書により、その収入の全部又は一部を村に返還させることを命ずることができる。

(勧告又は助言等)

第19条 村長は、補助事業者に対し、この要綱の施行のため必要な限度において、補助事業の促進を図るため、必要な勧告又は助言をすることができる。

- 2 村長は、補助事業者に対し、必要があるときは、補助事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

事業の区分	補助対象者
-------	-------

国庫補助事業	国要綱による村に対する交付決定に基づき事業を実施する民間事業者等であって、事業の実施に当たり必要な1人以上の従業員を新たに村内で雇用することを計画していること。
地方単独事業	次のいずれにも該当する持続可能な事業を行う民間事業者等とする。 (1) 地域密着型（地域資源の活用） (2) 地域課題への対応（公共的な課題の解決につながる事業であること） (3) 地域金融機関等による融資、地域活性化ファンドによる出資又は民間クラウドファンディング等による資金の活用 (4) 新規性（新規事業であること）

別表第2（第3条関係）

事業の区分	補助対象経費
国庫補助事業	国要綱第5条第1項に規定する経費とする。（施設整備費、機械装置費、備品費及び地域の大学と連携する場合の調査研究費）
地方単独事業	国庫補助事業の補助対象経費に加え、補助対象者が第8条に規定する交付決定の日以降から、第12条に規定する補助事業完了報告までの間に要した、以下に掲げる経費とする。ただし、以下の経費の合計額は、200万円以内とする。 (1) 活用する地域資源の商品化可能性調査に係る経費（調査費及び委託費） (2) 地域内外での需要動向調査に係る経費（調査費及び委託費） (3) 収支計画書及び初期投資計画書のシミュレ

	<p>ーション経費に係る経費（調査費及び委託費）</p> <p>(4) 実施計画書の作成に係る経費（旅費、郵送費、会議費、委託費及び印刷費）</p> <p>(5) 実施する事業の広告宣伝及び商品開発に係る経費（広告宣伝費、調査費及び委託費）</p> <p>(6) 事業立ち上げ後に実施する事業の分析や再構築等、フォローアップに係る経費（旅費、謝金、会議費、調査費及び委託費）</p>
--	---

別表第3（第4条関係）

事業の区分	補助上限額
国庫補助事業	<p>(1) 融資額が補助金額と同額以上2倍未満の額の場合 3,000万円</p> <p>(2) 融資額が補助金額の2倍以上3倍未満の額の場合 4,000万円</p> <p>(3) 融資額が補助金額の3倍以上4倍未満の額の場合 5,000万円</p> <p>(4) 融資額が補助金額の4倍以上の額の場合 5,500万円</p>
地方単独事業	<p>(1) 融資額が計算額の0.5倍未満の額の場合 200万円</p> <p>(2) 融資額が計算額の0.5倍以上1.0倍未満の額の場合 800万円</p> <p>(3) 融資額が計算額と同額以上の額の場合 1,500万円</p>

別記様式第1号（第7条関係）

年 月 日

高山村長 様

住 所

事業者名

代表者名

高山村地域経済循環創造事業補助金交付申請書

高山村地域経済循環創造事業補助金の交付を受けたいので、高山村地域経済循環創造事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次の関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名
- 2 事業区分 国庫補助事業 ・ 地方単独事業
- 3 申請額 金 円
- 4 補助対象事業の開始(予定)日 年 月 日
- 5 補助対象事業の完了(予定)日 年 月 日

関係書類

- (1) 国が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書（国庫補助事業の場合に限る。）
- (2) 高山村地域経済循環創造事業補助金交付要綱別表第1の要件を確認できる任意の事業計画書（地方単独事業の場合に限る。）
- (3) 初期投資に係る事業内容が分かる書類
- (4) 工程表その他の完成までのスケジュールが分かる書類
- (5) 国税及び地方税の滞納がないことを証する書類
- (6) その他村長が必要と認める書類

別記様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

高山村長

高山村地域経済循環創造事業補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高山村地域経済循環創造事業補助金については、下記のとおり決定したので、高山村地域経済循環創造事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 事業名
- 2 交付・不交付の決定 交付 ・ 不交付
- 3 交付決定額 金 円
- 4 条件
高山村地域経済循環創造事業補助金交付要綱の定めに従うこと。
- 5 不交付の理由（不交付の場合）

別記様式第3号（第9条関係）

年 月 日

高山村長 様

住 所

事業者名

代表者名

高山村地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた高山村地域経済
循環創造事業補助金について、高山村地域経済循環創造事業補助金交付要綱第9条第
1項の規定により、年 月 日現在の遂行状況を別紙のとおり報告しま
す。

高山村長 様

住 所
事業者名
代表者名

高山村地域経済循環創造事業補助金事業化収益状況報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた高山村地域経済循環創造事業補助金について、高山村地域経済循環創造事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

(単位：円)

補助金 確定額	補助金事業 に係る本年 度収益額	控除額	本年度までの 補助金事業に 係る支出額	基準納 付額	前年度までの補助 金事業に係る村へ の累積納付額	本年度 納付額	備考
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	

(注)

- 「補助事業に係る本年度収益額：(B)」とは、補助事業の実施結果の事業化による総収入額から総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいう。
「総収入を得るに要した額」とは、材料費、労務費、材料費・労務費以外の諸経費（外注費、高熱水費、製造設備に係る減価償却費等）、販売費、一般管理費等で間接費を含む額をいう。
なお、(B)が0又はマイナスの場合には、(C)、(D)、(E)、(G)の項目については、記載しないこと。
- 「控除額：C」とは、補助事業に要した経費のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額（補助事業に要した経費－補助金確定額）をいう。
なお、補助事業終了後、翌々年度以降の控除額の算出については、自己負担によって支出した額から補助事業年度終了より前年度までの補助事業に係る収益の累積額を差し引いた額（自己負担額－前年度までの収益累積額）をいう。ただし、控除額は自己負担によって支出した額の範囲内とし、前年度までの補助事業に係る収益の累積額が自己負担によって支出した額と同額以上となった場合には、本年度の控除額は0とする。
- 「本年度までの補助事業に係る支出額：D」とは、補助事業に要した経費及び補助事業年度終了以降に追加的に要した補助事業に係る経費の合計額をいう。
- 「基準納付額：E」とは「補助事業に係る本年度収益額：B」から「控除額：C」を差し引いた額に、「補助金確定額：A」を乗じ、「本年度までの補助事業に係る支出額：D」で除した額をいう。 $(E = (B - C) A / D)$
- 「前年度までの補助事業に係る国への累積納付額：F」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。
- 本年度納付額：G」とは、「基準納付額：E」と「累積納付額：F」の合計額が「補助金確定額：A」を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、「基準納付額：E」と「累積納付額：F」の合計額が「補助金確定額：A」を超える場合には、「補助金確定額：A」から「累積納付額：F」を差し引いた残額が本年度納付額となる。 $(A > E + F$ ならば $G = E$ 、 $A \leq E + F$ ならば $G = A - F)$
- (B) 補助事業に係る本年度の収益額の計算根拠が確認できる資料を添付すること。
- 総務省要綱第22条第3項ただし書に該当する場合は、備考欄にその内容を記載するとともに、根拠が確認できる資料を添付すること。

別記様式第5号（第10条関係）

年 月 日

高山村長 様

住 所
事業者名
代表者名

高山村地域経済循環創造事業補助金交付申請取下書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた高山村地域経済循環創造事業補助金について、その内容を変更したく、高山村地域経済循環創造事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請を行った年月日 年 月 日

2 申請を取り下げる理由

別記様式第6号（第11条関係）

年 月 日

高山村長 様

住 所
事業者名
代表者名

高山村地域経済循環創造事業補助金事業変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた高山村地域経済循環創造事業補助金について、その内容を変更したく、高山村地域経済循環創造事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

別記様式第7号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

高山村長

高山村地域経済循環創造事業補助金事業変更承認（却下）決定通知書

年 月 日付け 第 号でのあった高山村地域経済循環創造事業補助金の事業変更について、高山村地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり承認（却下）を決定したので通知します。

記

1 事業名

2 変更区分

- 補助事業に要する経費の配分の変更
- 融資額の減額
- 補助事業の内容の変更
- 補助事業の中止
- 補助事業の廃止
- その他

3 変更内容

(1) 変更前

(2) 変更後

4 却下の理由（却下の場合）

別記様式第8号（第12条関係）

年 月 日

高山村長 様

住 所
事業者名
代表者名

高山村地域経済循環創造事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた高山村地域経済循環創造事業補助金の対象事業について、事業が完了したので、高山村地域経済循環創造事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 事業名

2 補助金の交付決定額 金 円

3 補助事業等の実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 添付書類

- (1) 収支精算書
- (2) 契約書、請求書、領収書及び納品書等の写し
- (3) 事業の成果がわかるもの（写真、設計図、施設等設置位置図、雇用状況等）
- (4) 金融機関からの融資を証明する書類（融資契約書等）の写し
- (5) その他村長が必要と認める書類

別記様式第9号（第12条関係）

年 月 日

高山村長 様

住 所

事業者名

代表者名

高山村地域経済循環創造事業補助金
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた高山村地域経済循環
創造事業補助金について、高山村地域経済循環創造事業補助金交付要綱第12条第3
項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（交付要綱第13条第1項による額の確定額）

円

2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係
る仕入控除税額

円

4 補助金返還相当額

円

別記様式第 10 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

高山村長

高山村地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した高山村地域経済循環創造事業補助金について、高山村地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 12 条第 4 項の規定により、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

1 事業名

2 補助金返還額 金 円

別記様式第 11 号 (第 13 条関係)

第 号
年 月 日

様

高山村長

高山村地域経済循環創造事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした高山村地域経済循環創造事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、高山村地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 13 条の規定により通知します。

記

- | | | |
|---------|---|---|
| 1 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 交付確定額 | 金 | 円 |

別記様式第 12 号 (第 14 条関係)

年 月 日

高山村長 様

住 所

事業者名

代表者名

高山村地域経済循環創造事業補助金精算 (概算) 払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた高山村地域経済循環創造事業補助金について、高山村地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により、下記のとおり 精算払・概算払 を請求します。

記

1 請求額 金 円

内 訳	交付決定額 (A)	円
	交付済額 (B)	円
	今回請求額 (C)	円
	差引残額 (A-B-C)	円

2 振込先

フリガナ							
口座名義							
金融機関名	銀行 ・ 農協 ・ 労働金庫 信用組合 ・ 信用金庫						
支店名	本店 ・ 支店 ・ 支所						
口座番号	普 通 当 座						

別記様式第 13 号 (第 17 条関係)

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	備考
				円	円				

- (注) 1 対象となる取得財産等は、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条に規定する財産で、当該年度から総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政府・自治省令第 6 号）第 8 条に規定する期間を経過していないものとする。ただし、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円未満のものを処分しようとするときは、この限りではない。
- 2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

別記様式第 14 号 (第 18 条関係)

年 月 日

高山村長 様

住 所

事業者名

代表者名

高山村地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書

下記のとおり財産処分の承認を受けたいので、高山村地域経済循環創造事業補助金
交付要綱第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 処分する施設・設備の名称

2 処分内容

目的外使用 譲渡 交換 貸し付け 担保 その他

3 処分する理由

4 その他

- (1) 処分する施設・設備の名称の欄は、処分する財産を具体的に記載すること。
例えば、施設については、所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における
具体的な用途を、設備については、申請時における具体的な用途を記載すること。
- (2) 処分内容の欄には、処分の種類（売却、賃貸等）、処分の相手方（買主、借
主等）、処分の対価（売却価格、賃貸料等）等を記載すること。
- (3) 取得財産等管理台帳（別記様式第 11 号）を添付すること。

別記様式第1号（第7条関係）

別記様式第2号（第8条関係）

別記様式第3号（第9条関係）

別記様式第4号（第9条関係）

別記様式第5号（第10条関係）

別記様式第6号（第11条関係）

別記様式第7号（第11条関係）

別記様式第8号（第12条関係）

別記様式第9号（第12条関係）

別記様式第10号（第12条関係）

別記様式第11号（第13条関係）

別記様式第12号（第14条関係）

別記様式第13号（第17条関係）

別記様式第14号（第18条関係）